

# 山梨県公報

号外第七十五号

平成十五年

十一月十九日

金 曜 日

## 目 次

### 規 則

- 一 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………
- 四 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則……………
- 四 土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則……………
- 四 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………

## 規 則

### 山梨県規則第八十七号

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年山梨県規則第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三条第十五号中「第十六号様式」を「第十八号様式」に改め、同号を同条第十七号とし、同条第十四号中「第十五号様式」を「第十七号様式」に改め、同号を同条第十六号とし、同条第十三号中「第十四号様式」を「第十六号様式」に改め、同号を同条第十五号とし、同条第十二号の次に次の二号を加える。

十三 省令第十二条の七の七第二項の届出書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書(第十四号様式)

十四 省令第十二条の七の七第五項の規定による届出の届出書 産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設届出事項変更届出書(第十五号様式)

第四条中「前条第十三号から第十五号」を「前条第十五号から第十七号」に改める。

第二号様式中「第7条第3項第4号へ」を「第7条第5項第4号ナ」に、「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に、「第4条の6」を「第4条の7」に、「第7条第3項第4号イからチ」を「第7条第5項第4号イからヌ」に改める。  
第五号様式中「第7条第3項第4号へ」を「第7条第5項第4号ナ」に、「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に、「第4条の6」を「第4条の7」に改める。

第十一号様式中「第7条第3項第4号へ」を「第7条第5項第4号ナ」に、「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に、「第4条の6」を「第4条の7」に、「第6条の4」を「第4条の7」に、「第7条第3項第4号イからチ」を「第7条第5項第4号イからヌ」に改める。

第十一号様式中「第7条第3項第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に、「第4条の6」を「第4条の7」に、「第3条第4号ト」を「第7条第5項第4号リ」に、「第7条第3項第4号イからチ」を「第7条第5項第4号イからヌ」に改める。  
第十三号様式中「第7条第3項第4号へ」を「第7条第5項第4号ナ」に、「第4条の6」を「第4条の7」に改める。

第十六号様式を第十八号様式とし、第十五号様式を第十七号様式とし、第十四号様式を第十六号様式とし、第十三号様式の次に次の二様式を加える。

第14号様式（第3条関係）

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設設置届出書 年 月 日	
山梨県知事	殿
届出者 住 所 氏 名 （法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 電話番号	
印	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の2の4の規定により、関係書類を添えて、一般廃棄物処理施設の設置について届け出ます。	
産業廃棄物処理施設の設置の場所	
産業廃棄物処理施設の種類	
産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類	
産業廃棄物処理施設に係る許可の年月日及び許可番号	年 月 日 第 号
産業廃棄物処理施設の処理能力 （当該施設が産業廃棄物の最終処分場である場合にあっては、廃棄物の埋立処分の用に供される場所（既に廃棄物が埋め立てられている場所を除く。）の面積及び残余の埋立容量）	面積 残余埋立容量
	m <sup>3</sup> /日（ ）時間 t /日（ ）時間 m <sup>3</sup> /時間 t /時間 m <sup>2</sup> m <sup>3</sup>
法第15条の2第4項の規定により産業廃棄物処理施設に係る法第15条第1項の許可に付された条件	
産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類ごとの処理量の見込み	

注 次に掲げる書類を添付するものとする。

- 1 当該届出に係る産業廃棄物処理施設に係る省令第12条の5に規定する許可証の写し
- 2 他人の一般廃棄物の処理を行う場合にあっては次に掲げるいずれかの書類
  - (1) 産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の処理に係る法第7条第6項の規定に基づく許可を受けたことを示す書類
  - (2) 専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみの処分を業として行う者であることを示す書類
  - (3) 省令第2条の3第1号、第2号、第4号又は第6号に該当する者であることを示す書類
  - (4) 政令第5条の9に規定する認定証の写し

第15号様式(第3条関係)

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設届出事項変更届出書

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者

住 所

氏 名

印

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設について

{ 産業廃棄物処理施設の種類  
 処理する産業廃棄物の種類  
 一般廃棄物の処理の事業を  
 を変更  
 を変更  
 廃止 }

したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第12条の7の7第5項の規定

により、関係書類を添えて届け出ます。

変更の内容	産業廃棄物処理施設の種類	
	産業廃棄物処理施設において 処理する産業廃棄物の種類	
	変 更 年 月 日	年 月 日
一般廃棄物の処理の事業の廃止年月日		年 月 日

備考 変更のある部分については、変更前及び変更後の内容を対照させるものとする。

注 省令第12条の7の7第4項の規定により交付された受理書を添付するものとする。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第八十八号**

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良住宅認定事務取扱規則（昭和五十五年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項及び第二項第五号並びに第三条第一項及び第二項第一号中「第三十一条の二第二項第十二号二」を「第三十一条の二第二項第十三号二」に、「第六十一条の三第四項第十二号二」を「第六十一条の三第四項第十三号二」に改める。

第一号様式及び第二号様式中「第31条の2第2項第12号二」を「第31条の2第2項第13号二」に、「第62条の3第4項第12号二」を「第62条の3第4項第13号二」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第八十九号**

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則の一部を改正する規則

土地譲渡益重課税制度及び長期譲渡所得課税の特例制度に係る優良宅地認定事務取扱規則（昭和五十五年山梨県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第一条、第二条第一項及び第八条中「第三十一条の二第二項第十一号八」を「第三十一条の二第二項第十二号八」に、「第六十二条の三第四項第十一号八」を「第六十二条の三第四項第十二号八」に改める。

第一号様式から第三号様式までの規定中「第31条の2第2項第11号八」を「第31

1条の2第2項第12号八」に、「第62条の3第4項第11号八」を「第62条の3第4項第12号八」に改める。

**附則**

この規則は、公布の日から施行する。

**山梨県規則第九十号**

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成十五年十二月十九日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第三百三十六号及び第三百三十七号を次のように改める。

第三百三十六 貸金業者登録申請手数料

第三百三十七 貸金業者登録更新申請手数料

別表第四百五十五号を次のように改める。

第四百五十五 経営規模等評価手数料

別表第四百五十五号の次に次の一号を加える。

第四百五十五の二 総合評定値通知手数料

**附則**

この規則は、平成十六年一月一日から施行する。ただし、別表第四百五十五号の改正規定及び同号の次に一号を加える改正規定は、同年三月一日から施行する。